

山梨県の融資制度のご案内

成長やまなし応援融資 (賃上げ特例枠)

生産性の向上等を通じて賃上げに取り組む際にご利用いただける融資です。

- 融資対象** 次のいずれにも該当するもの
(1) 「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」のプレミアム認証を取得しているもの
(2) 直近2期の対前年雇用者給与等支給額の平均が2.5%以上増加しているもの
(3) 生産性の向上等を通じて、今後も持続的かつ安定的な賃上げに取り組むもの
- 資金用途** 設備資金 及び 運転資金 (土地取得資金は対象外)
- 限度額** 設備資金 1億円
運転資金 2,000万円 ※一企業限度 1億円
- 融資利率** 1.6%
- 保証料率** 事業者負担無し (県で全額補助)
※条件変更に伴い生じる追加の信用保証料は、事業者の負担となります。
※事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的制度) を申し込むことにより上乘せとなる信用保証料は、事業者の負担となります。
- 担保・保証人** 金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。
- 償還期間** 設備資金 10年以内 (1年以内の据置を含む)
運転資金 5年以内 (1年以内の据置を含む)
- 取扱期間** 令和13年3月31日まで (予定) ※今後変更となる可能性があります。
- 申込書類** 借入申込書、賃上げ報告書、認証書の写し、財務書類等の書類が必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき JA山梨みらい JA南アルプス市
JA梨北 JA山梨信連

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

- 場所** 県庁別館3階 産業振興課
相談時間 9:00~16:00 水、木、金 (月、火は金融担当職員が対応します)
電話番号 055-223-1554 (直通)

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537 (直通)

Q&A

Q：雇用者給与等支給額とは何ですか。

A：雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

Q：雇用者給与等支給額にはどのようなものが含まれますか。

A：退職金、役員報酬等は含みません。詳細は以下の表をご確認ください。

・雇用者給与等支給額の記載対象

		対象の整理（○：記載対象、×：記載対象外）
労務費		
労務費		○
退職金（通常分）		×
退職金（リストラ分）		×
退職給付引当金繰入額		×
賞与		○
賞与引当金繰入額		○
人件費		
役員報酬		
役員報酬		×
賞与		×
賞与引当金繰入額		×
退職金		×
従業員給与（パートアルバイト含む）		
給与		○
賞与		○
賞与引当金繰入額		○
退職金（通常分）		×
退職金（リストラ分）		×
退職給付引当金繰入額		×
法定福利費		×
福利厚生費		×

（注1）個人事業主の方の場合、専従者給与（青色申告）、専従者控除（白色申告）は記載対象外となります。

（注2）雇用者給与等支給額の記載対象の整理に定めのない勘定科目については、別途協議するものとする。

Q：雇用者給与等支給額はどのように確認すればいいですか。

A：原則として決算書又は確定申告書により確認してください。ただし、これらの書類だけでは確認が困難な場合には、貸金台帳、法定調書、会計帳簿等により確認してください。

Q：決算期が変更となった場合（短縮・延長）にはどうしたらいいですか。

A：月の平均額を基に年換算した金額により比較を行ってください。